

さいたま市食品衛生責任者養成講習会実施要領

(目的)

第1条 この要領は、食品衛生責任者等の選任に関する要綱（平成17年3月1日施行。以下「要綱」という。）第5条第3項の規定に基づき、さいたま市食品衛生責任者養成講習会（以下「養成講習会」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 養成講習会の対象者は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「規則」という。）別表17一ロのいずれにも該当しない者
- (2) その他受講を希望する者

(内容)

第3条 養成講習会の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食品衛生学 2.5時間
 - ア 主要な食中毒、健康被害及び食品事故並びにその原因（微生物、自然毒、化学物質・汚染物質、異物等）
 - イ 食中毒等の発生を防止するための基本的な対応
 - (ア) 施設・設備の衛生管理（5S（整理、整頓、清掃、清潔、習慣）を含む。）
 - (イ) 基本的な食品の取扱い（食中毒予防の3原則を含む。）
 - (ウ) 食品取扱者等の衛生管理（感染症の予防対策を含む。）等
- (2) 食品衛生法 3時間
 - ア 食品衛生法の全体像
 - イ 自主的な衛生管理に関すること
 - (ア) 営業者の責務（衛生管理計画及び手順書の作成、食品取扱者等への周知、衛生管理の実施状況の記録及びその保存並びに衛生管理の検証）
 - (イ) 一般衛生管理及びHACCPに沿った衛生管理の基準
 - (ウ) 小規模事業者等による手引書の活用方法 等
 - ウ 自主回収報告制度に関すること
 - エ 営業規制に関すること（許可、届出、施設基準）
 - オ その他食品衛生関連法規に関すること 等
- (3) 公衆衛生学 0.5時間
 - ア 環境衛生
 - イ 労働衛生 等
- (4) 確認試験
 - ア 講義の理解度及び知識の定着度を確認するための試験

(受講手続)

第4条 養成講習会を受講しようとする者は、要綱第5条第1項の規定に基づき市長が指定した実施機関（以下「実施機関」という。）が別に定める様式により、実施機関に申し込むものとする。

(実施方法)

第5条 養成講習会の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 実施機関は、要綱第5条第2項の規定に基づき市長に提出した講習会実施計画により養成講習会を実施するものとする。
- (2) 実施機関は、実施計画を策定するにあたり、食品等事業者の受講機会の確保や利便性を確保するよう努めるものとする。
- (3) 実施機関は、関係行政機関と十分な連携のもとに養成講習会を実施するものとする。

(実施に係る経費)

第6条 実施機関は、養成講習会実施に伴う教材費、会場費、講師手当、その他必要な経費を、受講料として受講者から徴収できるものとする。

附 則

この要領は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。